

告示

埼玉県告示第八十三号

埼玉県土地利用基本計画を平成三十一年一月二十八日に変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成三十一年二月一日

埼玉県知事 上田清司

狭山市の区域

別図のとおり、農業地域九ヘクタールを縮小

